

令和 6 年 度 第 6 回
多摩市国民健康保険運営協議会

令和 7 年 1 月 1 6 日（木）午後 1 時 3 0 分
多摩市役所西第 1 ・ 第 2 会議室

1.開催日 令和7年1月16日(木)

2.会 場 多摩市役所西第1・第2会議室

3.出席者

被 保 険 者 齊藤順子、津布久光男、峯村辰夫、山村正宏
代 表 委 員

保険医・薬剤師 橋本循一、林 幹彦
代 表 委 員

公益代表委員 伊藤 挙、下井直毅、若林佳史

被用者保険 川又久義
代 表 委 員

事 務 局 保健医療政策担当部長 本多剛史
保 険 年 金 課 長 河島理恵
保 険 税 担 当 定石倫彦
保 険 税 担 当 雨宮百合子
国 保 担 当 坂本全史
国 保 担 当 高橋麻智子
国 保 担 当 比留間麻海

午後1時30分 開会

○下井会長 それでは、定時になりましたので、第6回国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。皆さん、こんにちは。

開会に先立ちまして、会議を傍聴される方はいらっしゃいますか。

○坂本国保担当 本日はおりません。

○下井会長 ありがとうございます。

それでは、出席状況報告を事務局、お願いいたします。

○坂本国保担当 原委員、舟木委員、辻野委員、寺田委員から欠席の連絡が入っております。

橋本委員より遅れる旨の連絡が入っております。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

今回の議事録署名委員ですけれども、峯村委員と伊藤委員、お願いいたします。

それでは、配付資料の確認をしたいと思います。事務局の方、御説明をお願いいたします。

○坂本国保担当 では、配付資料を確認いたします。

まず次第。次に、資料2になります、前回会議の意見、ホチキス留めのものです。資料3、生活保護者の年度別推移の状況になっています。資料4、日本人・外国人別の令和5年度の税の調定額、収納額、収納率の実績の資料になります。資料5、多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更についての諮問書の写しになります。資料6は、令和7年度国民健康保険税の制度改正予定についての資料です。資料7は、多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更についての答申の案になります。それともう一つ、前回、書面会議を行いました、その際にお配りした諮問書の写し、12月17日付のものですが、参考にお配りさせていただきました。

以上になります。

○下井会長 ありがとうございます。

お手元の資料はありますか。

それでは、本日のスケジュールを確認したいと思います。本日の予定について、事務局より御説明願います。

○坂本国保担当 本日は、前回の書面会議に続きまして、令和7年度の国民健康保険の保険税率等の見直しについて諮問事項の御審議をいただきまして、協議会としての考えとか方

向性について本日決定していただきまして、答申書案の作成に当たっての協議をお願いいたします。

次に、毎年この時期に諮問させていただいています「多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更について」の諮問と御説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

今回、先ほど説明がありましたように、2つあります。最初は保険税率の見直しについてですけれども、これは今回の会議で決定するという形になります。次回の2月6日はもう答申になってしまいますので、今日しかありません。今日はお一人ずつ、また川又委員のほうからお聞きしようと思っていたんですけれども、今日は再度またお一人ずつ意見をお伺いできたらと思っています。

では早速ですけれども、資料2を御覧ください。資料2、これは前回書面会議で委員の皆様からいただいた意見をまとめたものになっております。ホチキス留めになっておりますけれども、少し時間を取りますので、皆さん、一読をお願いいたします。

(資料確認)

○下井会長 では、そろそろお読みいただいたところで、前回の書面会議でも要望のありました資料と併せて、資料3、4になるかと思いますが、事務局より御説明をお願いいたします。

○河島保険年金課長 では、先に資料1、2の件を説明させていただきます。

東京都と共同運営になってから、国保事業費納付金というものを東京都に納めるようになりました。それが実際、医療費の10割のうちの7割分、保険者負担分というところに充てられるようになっていきます。東京都のほうで、我々が納付した事業費納付金から保険者負担分の7割分を東京都が医療費として支払っているというところになります。

それについて、来年度の確定した金額というのは、例年は遅くても大体先週末ぐらいに来る予定だったんですけれども、昨年末に課長会で、国のスケジュールが年々遅くなっているという情報が東京都からありまして、結局まだ来ていないような状況になります。予想としては、来週、26市の課長会がありますので、そのときにようやく示されるのではないかなと思っています。なので、そのときに、仮算定の結果から確定した金額になったという理由づけみたいなものも含めて、御質問の中で語句の説明などもありましたので、その辺も併せて資料としてメールで送らせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお

願いいいたします。

○下井会長 ありがとうございます。

それでは、説明をお願いいたします。

○坂本国保担当 そうしましたら、資料3のところをちょっとお話しさせていただきます。

生活保護者の年度推移状況が分かる資料ということでしたけれども、国民健康保険は、生活保護受給者は適用除外になっているので、詳細な情報等は把握しておりませんが、市の生活福祉課で生活保護の担当をしておりますので、情報をいただきまして、本日お配りしております。資料3になります。

直近の年度別で、毎月末時点での保護世帯数と保護人数であります。年度内あるいは年度間での人数の比較というところでお読み取りいただければと思いますので、よろしく願いいいたします。

資料3は以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

○雨宮保険税担当 資料4について説明させていただきます。日本人、外国人を区分して、令和5年度現年分と滞納繰越分の調定額、収入額、収納率の実績資料ということでお求めいただいたところなんですけれども、詳細なデータは現時点で残っていないので、御要望どおりの詳細な資料はお探しできませんでした。

令和5年度末時点の滞納者データが残っていますので、それによって資料4のとおり、滞納世帯の件数の割合を出すことができましたので、この資料4とさせていただきます。令和5年度末時点で令和5年度現年分の滞納世帯数2,061世帯のうち、外国人世帯数が329世帯で、15.96%が外国人世帯数の割合となっていました。令和5年度末時点での滞納繰越分、令和4年度以前の税の分の滞納世帯数は2,173世帯で、うち外国人世帯数が369件で、割合としては16.98%ということです。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

あと、収納率等の御報告というものもあるんですか。

○雨宮保険税担当 外国人と日本人を区別した収納率というのが、詳細な資料がなく、提出ができないため、申し訳ありませんが、今お出しできる資料はこの資料4のとおりということで、収納率の資料もございません。申し訳ありません。

○下井会長 ここまでで御質問はありますか？

○津布久委員 すみません、今の資料4の中で、滞納世帯は現年分は2,061世帯というのは分かりましたが、もともとの課税世帯というのはどこかに載っていますか、今。そのうちの滞納世帯が2,061なんですね。もともとの課税世帯は今、国保では幾つでしたか。

○本多保健医療政策担当部長 すみません。令和5年度末の時点で世帯数は2万211世帯です。

○津布久委員 2万211世帯ですか。ありがとうございます。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかに御質問はありますでしょうか。

○定石保険税担当 収納率の見込み数値のところは、すみません、私のほうから説明いたします。

令和7年度の予算で今挙げているところでの収納率については、見込みというよりは、直近3年、今年度はまだ終わっていないので、令和3年度から令和5年度の3年間の収納率の平均値ということで想定して、予算上は計算させていただいています。例えば、現年の医療分であれば、令和3年度は95.53、令和4年度は95.67、令和5年度が95.86なので、それを平均すると平均値は95.69なので、現年の医療分は賦課額に対して95.69%徴収できるだろうということで見込んで予算は立てております。一応そんな感じになります。

以上でございます。

○下井会長 もう一度確認しますと、令和3年度が95.53%。

○定石保険税担当 95.53です。

○下井会長 令和4年度が95.67%。

○定石保険税担当 95.67。

○下井会長 令和5年度が95.86%。平均で95.69%。

○定石保険税担当 そのとおりです。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。

○峯村委員 後の意見の中で、今のところは意見の中で言わせていただきたいけれども、今言ってしまうでしょうか。

○下井会長 もちろんです。構わないです。

○峯村委員 過去の平均値を基に算出したということは、今後の努力は全然反映されてい

ないということですよね。収納率の向上というのが……。

○定石保険税担当 これぐらい頑張りましょうということですよね。

○峯村委員 収納率の向上というのが運営方針の中にはっきりとうたわれているので、その向上の成果も入れて算定しないと、保険料だけ上げても、それは、言葉は悪いんですけども、片手落ちですよね。医療費の適正化とか、収納率の向上を事務方が最大限に努力して、その成果を歳入に反映させていただいて、あまり増額ということは言いたくないんですけども、税率の増加を少しでも抑えてほしいんです。ということはこの意見に書いたので、もう今言ってしまいましたから、そういうことなんです。それを一番言いたいです。

今までのやり方では、非常に収納率が、確かに平均値を取るのが誰が見ても妥当なんですよ。妥当ですけども、それでは上がらないんです、大きく目標値を上げないと。目標値を上げるということは、算定の中にどばっと、極端な話、100%取った上での国保会計の歳入を算定してほしいなという思いです。そうでないと、この被保険者が「保険料が増額で何%上がりましたよ」、「はい、分かりました。払います」ということをこの場では認められないんですよ。ということです。

意見を言ってしまいました。すみません。

○下井会長 この95%ちょっとの収納率というのは、ほかの自治体から比べて……。

○河島保険年金課長 現年分というのは、区と市を合わせても比較的高いです。ただし、滞納繰越分というのがかなり低くて、今それが課題になっておりまして、滞納繰越分というのは、取れるか取れないかという見極めをして、もう取れないもの、それこそ何回も繰り返しくなりまうですけども、外国人で出国してしまっ、財産も実際の居住地も分からない、そういう方については、適切に調定額、課税額からきちんと落としていかなければいけないというところの両面でやっていかなければいけない。当然、払えるのに払わない方たちに対しては、きちんと払っていただくというところで、滞納処分、差押えなども継続していかなければいけないとは考えております。

○林委員 収納率が高いか低いかということです。

○河島保険年金課長 現年はそうですね。

○林委員 ほかのところと比べて収納率が高いか低いかということですか。

○河島保険年金課長 現年については、例えば今ですと、令和6年度分はほかの自治体に比べて高いんですけども、滞納に落ちてしまった分については低いというところが、多摩市では今、課題になっております。現年度分は95%というところになっておりまして、大体

中位ぐらいですかね。

○峯村委員 95%というのは立派だと思うんですけども、さらに上を目指してほしいんです。

○河島保険年金課長 そうなんです。滞納繰越分をもうちょっと頑張らないと総合的な順位は上がらないので、そこはしっかりやっていかなければいけないというのは、課題になっております。

○峯村委員 例えば、保険料の税率アップは簡単なんですよね。数字をちょっと上げて、電卓をたたいて、これだけ収入が多くなったから、それで繰入金も減るだろうという、すごく簡単な操作で済むんですけども、魔法の薬のように。ではなくて、収納率、医療費の適正化、ほかにも、歳入を増やす、要するに運営方針の中でいろいろたわれているので、保険料の増額だけではなくて、そちらも算定に入れてほしい。そういうことです。

○下井会長 この外国人の滞納の割合が15、6%というのは、高いような気がするんですけども、これはそうでもないんですか。

○河島保険年金課長 ほかの自治体は比較するデータがないんですけども、居住者が増えてはきているということで、日本語学校が本市に2校ほどあるということで、その留学生が多いと聞いております。一方でIT企業に勤めるインド系の方なども増えているということですが、その方たちはもう社保に入っていらっしゃるので、やはり留学生が多いということは聞いてはおります。

○林委員 ほかの東京の都心などは、もっと留学生が多いから、この値は上がってしまうことが多いんですか。

○河島保険年金課長 そうですね。23区はその収納率がもう本当に低いんですよ。それはやはり外国人居住者が多い。学生だけではなくて、飲食店とかも多いので、そういったところで非常に23区については保険料の収納率が低い状況になっています。

○伊藤委員 ただ、学生は、その額としては1人当たりそんなに多くないと思うんですけども。

○河島保険年金課長 そうですね。均等割というところですね。どうですか。未申告者も、未申告ゼロで申告……。

○定石保険税担当 もちろん、捕捉できる、来たときに申告はさせているんですけども、長期というか、中長期にいらっしゃる方は、翌年以降については接触の機会がなかなかないので、そのまま申告がないままだと、いわゆるこれからその軽減みたいなものがないまま高

い税率のままで未納になったりすると、影響額はちょっと出てきます。

○林委員 この滞納世帯数は書いてありますけれども、額はどうなんですか。さっき先生が言ったように、滞納額全体に対するこの方たちの滞納額、それが問題ではないんですか。

○定石保険税担当 金額が。

○林委員 ええ、金額が、パーセントより。それが低いんだったら、別にそこを補正したって効果はないわけであって、それが高いのであれば、そこを突いていったほうがいいけれども、15%と言っているけれども、学生だということで、実を言うと15%、額としてはもっと低かったら、そんなにそこを締めても額としては上がってこないですね。

○河島保険年金課長 そうですね。ただ、23区の順位、特定財源の順位、特定財源に影響してくるんですけども、東京都全体の徴収率の順位というのは、本当に0コンマ1とか2で順位が変わって、特定財源の額も変わってしまう場合があるので、そこはやはり……。

○林委員 いや、そういうことを言っているのではなくて、収納率を出したほうが、金額を出してくださいということです。

○河島保険年金課長 そこはできるかどうかということになると思います。

○林委員 そうでないと正確なことは言えないんじゃないかということになりますよね。その特定財源がどうのというのは、また話が違う話になってきてしまうと思うので、まずその我々に対してこういうパーセンテージを提示したのだったら、もう一つ、金額としてのパーセンテージも出してもいいんじゃないのかという話です。その特定財源がどうのこうのというのは、また一個進んだ話になってしまうので。

○河島保険年金課長 そうなんですけれども、やはり金額よりもパーセントというところも、両方で考えていかなければいけないので。

○林委員 両方で考えるのだったら、両方出したほうがいいんじゃないか。

○河島保険年金課長 そこがデータとして出せるかどうかは少し検討させていただきます。

○林委員 出したほうがいいですよ、ということです。

○河島保険年金課長 分かりました。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかに何か質問とかはありますか。

結果的に、上げる上げない、上げるのだったら何%みたいのところになってくるんですけども、附帯意見についてももちろん載せてもいいと思いますし、それについての御意見も後ほど伺えたらと思うんですけども。

○川又委員 収納率の関係で、私も長く滞納処分をやっていましたけれども、多分、多摩市も現年度の保険料は100%取るという目標でやっていたので、問題は、さっき課長がおっしゃったように、過年度がどのくらい取れるかなんですよ。それで多分95%まで落ちてしまった。基本的な目標を立てるときは、現年度は100%取るという目標を立てて、過年度分の残った分をどのくらい今年度取れるかと。過年度分はほとんど駄目な債権ですから、不納欠損にしたりする。ですから、現年度は100%の目標を立てておいて、過年度がどのくらい取れるかという見込みを現年度に入れる。したがって、だからこれは95%ぐらいになってしまうんですよ。過年度分は非常に取りづらい。もう逃げたところがあるし、破産したところもあるし、駄目なところはもう時効中断をかけて欠損する。だから、結構95%というのは高い数字だと思うんです。多分、現年度は100%取るぞという目標を立てて、過年度はどのくらい取れるだろうという見込みで、プラス、それを合わせて95%だと思っているんです。そうですね。

○河島保険年金課長 そうですね。

○川又委員 基本的には現年度100%を取ると。

○河島保険年金課長 もちろんです。

○川又委員 現年度90%なんていう目標はないから、現年度は100%を取るぞと。過年度がどのくらい取れるかによって、この95%ぐらいに落ちてしまうということですよね。

○河島保険年金課長 もちろん、現年度は100%お支払いいただきたいというところで。ただ、どうしても前年度課税ということで、前年の収入によって課税されるというところで、今は払うにはお金がないという方もいらっしゃるので、その問題はあります。

○峯村委員 その論理は、それはもう国保制度の定めですから、それを言うてはおしまいですよ。

○河島保険年金課長 ただ、100%というのも、当然、全員の方にきちんと納期内納付をしていただきたいというのはもちろん目標ということになってはおります。

○本多保健医療政策担当部長 実際、100%というのは、それは当然の目標なんですけれども、予算を組む段階では100%という数字はなかなか使いづらいんです。100%で計算してしまったときに、実態としては100%を切るんだと思うんですけれども、そういうときに歳入に穴が空いてしまいますので、そこをどうするのかという問題がまた付きまってきます。それで、実際は現実的な数字を使って予算を組むというのが今、行政としては、どこの自治体もやっていることだと思います。目指すのは100%です。現年を取らないと、

滞納に行ってしまうともう取れないので、いかに現年で取るかというところが大切になってくるかと思えますけれども、そこを目指してはやっていくんですが、どうしても予算上は現実的な数字を使わざるを得ないというのが現状です。

○峯村委員 では、その現実の収納率を踏まえた上で、保険料の増額ですよ。

○本多保健医療政策担当部長 そうですね。どこまで上げていくかということだと思うんですけど。

○峯村委員 だから、私が意見に書いたのは、素直に6%増額を認めるのはいかがかなというのを意見として書いたんですけど。

○本多保健医療政策担当部長 もっと上を目指せということですか。

○峯村委員 そうなんです。事務方としては妥当な考え方とは思いますが、でも、保険料を払う側としては、はい、そうですかとは言えないんです。

○下井会長 ありがとうございます。

お願いします。

○津布久委員 具体的にこういうのはあまり言ってしまうと会議がしにくいと思うので、ちょっと控えていたんですけども、これは今年はどうだという数字は分かったんですけども、さっき、国保の対象者世帯と滞納世帯数とを比較して約1割がなってしまうんですね、これは。僕は、昔の自分の仕事のあれを考えて、1割というのは極端に多いなと思って。何か、この1割に増えてしまった現状は、市民税、住民税と違うから、国保の人の働く内容の方々を見ると、個人業と、あとは中小企業、あるいは今だと51人以上の企業に勤めている方から取っているということなので、この滞納世帯の内訳みたいなものというのは、アバウトでもいいですから、どういう世帯というのが分かるのであれば教えてもらいたいなと思うんだけど、例えば個人世帯なのか家族世帯なのかによっても取り組み方が違うと思うんだけど、例えば差押え一つとっても、生活権があるから、さっきの生活保護の人数もお聞きしているんですけども、どういう形の方が滞納世帯に多いんですか。

○河島保険年金課長 滞納している被保険者……。

○津布久委員 世帯。例えば、これは2,061世帯あるわけですね。このうち単身世帯が1,000なのかとかいう内訳を聞かせてもらえと。

○河島保険年金課長 滞納世帯で、その内訳、その職業的なものですか。無職とかという、年金……。

○津布久委員 職業というより、要するに財産がないわけですね。当然、預金調査とか家屋

調査とかの資産調査はしているわけだろうから、それで差押えするんだろうけれども、最後は、5年間起きたら欠損してしまうわけだから、それは欠損するのは簡単なんだけれども、そうはいかないような形に努力するのが仕事だと思うんだけど、そういう形で考えた場合に、分析しておかないと、これからもそういう、どういう方向が増えていくのかということを考えないと、この国保運営というのはできないと思うんだよね。

実は昨日、年金機構の会議にちょっと出ていて、もうこれからいわゆる106万円の壁がなくなってくるので、今、厚生労働省の具体案をつくっているんですけども、そういう形の中で考えた場合は、国保というのは、これから何か全国でいうと700万人ぐらい減っていくんです、だんだん。51人の壁がなくなってくるから。それで今は8万8,000円で12か月で106万円の壁なんだけれども、この8万8,000円も取ってしまっただけで、時間的に20時間以下の人だけが国保の方向で今動いているんですよ。

素案だからまだこれを公表はできないし、数年後になるんだけど、そういう形で動いている中で、国保運営を基本的に考えた場合には、取れないところは取れないんだけど、生活水準、生活保護基準というものがあるから、それ以上の滞納処分、差押え等はできないんです、給与差押えはできないから。

そうなったときには国保会計というものは完全に運営ができないから、僕はこの間の提案書の中にも、赤字繰延べは必ず遅らさざるを得ないとは書いたんですけども、そういうことを考えると、今のうちにこの分析をしておいて、取れない対象者がどういう人かというのをデータでつくっておかないと、東京都に上げる、国に上げるに当たってもお話にならないと思うので、今できないのであれば、後日、この2,061世帯の世帯構成なり、どういう職業、細かいところは、どこどこ会社等は要らないんだけど、自営業だとか、中小企業勤務だとか、全く無職者、フリーライターとか、いろいろあると思うんですよ。その辺の内容が把握できているのかどうかだけは。

○河島保険年金課長 個別の職業というのはなかなか難しい。一件一件見ていかなければいけないので、そういう統計データもつくってありませんので、それにしても……。

○津布久委員 この2,000件のあれでも。

○河島保険年金課長 そうですね。それぞれ申告状況であるとか、そういったところで、では会社の給与報告が上がっていても、その会社がどういう業種なのか。そうすると被用者ということになるんですけども。

○津布久委員 だから、会社勤めなら会社勤めでいいんですよ。それで、自営業……。

○河島保険年金課長 ただ、そうするとやはり一件一件見ないといけないので。

○津布久委員 2,000件でも無理。

○河島保険年金課長 そうですね。課税情報から一件一件見ていかなければいけないということになるので、難しいかなと思います。ただ、国のデータでいくと、国全体の平均にはなるんですけども、無職の割合は45.3%。国の平均値だと……。

○津布久委員 無職は。

○河島保険年金課長 45.3%で、働いている方、いわゆる被用者というところが32%、これが国が出している数字になります。

○津布久委員 あとの残りは何なんだろうね。30%近くは。

○河島保険年金課長 そこまでの説明は書いていないので。

○津布久委員 無職というのは。

○峯村委員 年金生活者ですよ。

○河島保険年金課長 年金生活。

○津布久委員 年金生活者。

○河島保険年金課長 そこは資料としてないので。

○津布久委員 年金生活者は、年金差押えはできるんですね。

○河島保険年金課長 年金生活者の中でも、働いている方もいるので。

○津布久委員 それは被用者なのかな。

○伊藤委員 年齢構成が少し分かると、ヒントにはなるのか。どういう、要するにお年寄りが多いのか、若い世代が多いのか。

○津布久委員 何でもそうだけれども、傾向と対策はつかんでおかないと、これから毎年毎年やることなので、毎年そういう状況だという是認だけしていてもしょうがないから、少しでも対策にして、そういう取組をスクラムを組んでやるとか。

○伊藤委員 年齢と、多分その世帯の人数ぐらいは分かるんだろうけれども。

○津布久委員 2,000人ほどでも、そんなにできないものかな。

○下井会長 お願いします。

○雨宮保険税担当 東京都のデータで、ちょっと古い令和2年度実績のデータなんですけれども、加入世帯の年齢構成比率というものがあまして、60歳以上の世帯が53%ちょっとで。

○津布久委員 60歳で53%で、そのほかのやつというのは大体、若い50歳以下という

のはそんなに滞納繰越しまではしていないんだ。

○雨宮保険税担当　そうですね。加入者全体では、国民健康保険の加入者のうち、60歳以上が今申し上げた数字です。

○河島保険年金課長　滞納世帯ではないんですよね。

○雨宮保険税担当　滞納世帯ではないです。

○河島保険年金課長　こちらの多摩市の国保全体に対する加入割合は出ておりますので。

○津布久委員　無職の45というのはすごくでかいね。全く働いていないでどうやって生活しているのかと言って、それで僕はさっき生活保護の人数の資料をいただいたものを見ていたんだけど、こっちも毎年50人ぐらいずつは増えているんだね、大体。だから、その相関関係も分からないけれども、働かないで親のすねをかじって食べているんだけど、独立世帯なのかとか、分析をもう少ししないと、これは毎年毎年増えてしょうがないでしょうで、みんな、あまりよろしくないけれども、どんどん滞納を落としていっていても意味がないなと思っているんだけど。

○河島保険年金課長　もしかしたら余計な情報、先ほどの国の同じ情報で、団塊世代が後期にどんどん移っているというところで、65歳から74歳割合というのは、令和4年度ですと44.8%で、前年よりも1%ほど下がっている。国全体の国保加入者の平均年齢も54.2歳ということです。

○津布久委員　なっているんですか。

○河島保険年金課長　はい。

○津布久委員　54歳というのは、意外と若いね。だから、30、40の人の滞納が多いということなのかな。個人事業者というか、営業者とかね。

○河島保険年金課長　そうですね。あとは、いろいろ御病気とかで仕事を辞めざるを得なかった方とか、そういった方も短期間で入られる方もいらっしゃいますし。

○津布久委員　僕の経験で言うと、収入が去年は億単位だったけれども、今年はないという人もいます。そういう人に限って、使ってしまったという人も、8、9割使ってしまうという人もいますよね。それはプロの選手だったんだけど、だからそういうことを考えて、国税は翌年課税だというのは分かるんだけど、もう少し分析を多くしていかないと、これは職員だって取り組みにくいと思うんだよね。傾向をつかまないと。暗中模索の中で一般的なことだけをやってたってしょうがないし、当然こういう人だと預金はないだろうけれども、それで給与差押えもできないでしょう。だって、無職の人が45.3%もい

るのでは。だけれども、国保に入っていて、お医者さんにはかかるということだよ。

○本多保健医療政策担当部長 無職の方でも、安定した収入はないですけども、貯金を持っていれば、貯金は差押えしますし。

○津布久委員 しますからね。

○本多保健医療政策担当部長 ですから、ケース・バイ・ケースだと思うんですよね。一概にお年寄りだからお金がないかというところでもないし、若い人だからとかということでもケース・バイ・ケースで非常に違うので、預金調査をしたり財産調査をして、差し押さえられるものがあれば押さえて、完納していただくというスタンスでは臨んでいます。

○津布久委員 預金調査が第一歩だから、当然みんなやっていた人が結局滞納世帯でこうやって出てきてしまっているんだものね。そういうことね。

時間を大分使ってしまって申し訳ないです。進めてください。

○下井会長 ほかに何か御意見、御質問はありますでしょうか。

これは一人一人御意見を伺っていくんですけども、川又委員からずっと来て伊藤委員で、山村委員からずっと来て齊藤委員で、あと代行と私で意見を言っていこうと思うんですけども、附帯意見の必要性も含めて後で議論できたらと思うんですけども、よろしいですか、皆さん、もうそれで進めてしまっても。何か御意見、御質問はないですか。

この諮問の紙を御覧になっていただきますと、現行と見直し案が出ておりまして、6%増の見直し案に一応なっております。数百円上がるという形になったと思いますけれども、何か聞いておきたいことはありますか。もしなければ、川又委員のほうからお聞きしていこうかと思っておりますけれども、よろしいですか。

では、お願いいたします。

○川又委員 結論から言いますと、今の6%案に賛成です。

過去にコロナで厳しい中、据置きとか2%増に引き下げたという経過があって、それに伴って一般会計の繰入れが大幅に増額しております。これを解消するためには、できれば6%プラスアルファと書いたんですけども、せめて現行の今の案の6%ということが必要だろうと思っています。

それから、住民税は皆さん、多摩市民全体で分けるべきものであって、一部と言ってはおかしいんですけども、多摩国保の方だけに繰入れをして減額させるのはあまりよろしくないのではないかなと、必要最小限でとどめるべきだと。したがって6%、できればプラスアルファという意見でございます。

○下井会長 ありがとうございます。

では、橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 今の川又委員さんとほぼ同じ意見で、据え置いたり2%だと、御意見どおり、繰入金が大幅に上がるんです。私の意見ではないんですけども、構造的な問題というのがある以上は、今現状で据置きのまま2年連続でということをしていると、なかなか繰入金はずっと減らないままだと思いますので、そういったことを考えますと、数字とすると、均等割も所得割も6%というのは妥当な数字だろうと思いますので、私はこの6%の案に賛成いたします。

○下井会長 ありがとうございます。

それでは、林委員、お願いいたします。

○林委員 大前提として、法定外の繰入金をどんどん減らしていくという計画でやっているのであれば、6%にはせざるを得ないのかなということです。

あと、物価が今高騰していますが、今後金利も上がってくるし、最低賃金も上げると言っているんで、物価は多分またどんどん上がってきってしまうと思うんです。だから、今の事態、物価が高騰しているからといって、それを理由にはちょっとならないのかな。今後もまた物価は多分上昇していくと思うので、そうするといつまでたっても繰入金を減らそうという目標には達しないかなと思うので、現状の、今お二人がおっしゃったような6%で賛成です。

○下井会長 ありがとうございます。

では、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 大体同じような意見なんですけれども、国保の問題をほかのところから解決させようというのはちょっと無理があるので、だから、国保の問題は国保の中でなるべく解決しなければいけないとなると、6%増は必要だとすれば、それで、そこで何か、私の意見は、3分の1の最初のところの2番目のところで、経済的弱者等の対策は別な施策のところで補填するのが本来かなという、ただここで挙げたことの最終の判断は当然のことながら市長とかそういうところで決めていただければいいので、何が正当かというところの上げ方としては、6%を認めるという形でいいのかなとは思います。

○下井会長 ありがとうございます。

では、山村委員、お願いします。

○山村委員 6%増、これはもうやむを得ないかなと思っています。先ほど来出ていましたけれども、一般会計からの繰入れ、こちらのほうは皆さんおっしゃっているように、国保加

入者以外にも、協会けんぽ・組合健保加入者の方が市民税を納めていて、その中からの負担ということになりますし、加えて今、賃金が結構上昇してしまっていて、ということは、組合健保・協会けんぽの加入者にとっても保険料負担増になっていると思いますので、そういったことを考えると、やはりここは6%必要なのかなと思います。

加えて、先ほど来出ていました保険料の滞納云々の話ですけれども、これも運営方針の中にありました収納の課題として、口座振替の関係、こちらのほうが課題としてありますので、こちらのほうを強化していただければ、もう少し何かまだ対応できるのかなと思いますので、これのほうも課題として出ているということは、具体的にやるべきことははっきりしていると思いますので、こちらも対応していただければいいのかなと思います。

○下井会長 ありがとうございます。

峯村委員、お願いいたします。

○峯村委員 先ほどから何回か、もう意見のようなことを言わせていただきましたが、令和7年度の歳出歳入の算定の中で、収納率の向上とか、医療費の適正化、その向上、運営方針にうたわれていることを最大限にやっていただいて、その効果が例年の平均値では何にもならないと思うんですよ。例年の平均値ではなくて、向上、要するに成果を反映させていただいて、その分、保険料の歳入に反映させていただいて、6%マイナス、プラスアルファではなくてマイナスアルファという努力的な数字を入れていただけないかなという思いです。これは、意見だか思いだか分からなくて申し訳ないんですけども、6%、はい、分かりましたとは支払う側としては言えないです。

一般会計の赤字繰入金の話が、要するに国保加入者以外の方の負担になっているというのが一般的な見方ですけども、我々は現役時代にそれなりの収入を払って、皆さんよりも要するに長い年月、払ってきているんです。払い終えて今は国保に入っているんですけども、現役時代は国保の負担を我々は背負っていたんです。背負っていて、退職して、もう背負うことはなくなったんですけども、そういう意味では、現役の方も今現在、国保会計を負担はされていると思うんですが、どんどん近年、負担料が上がると、皆さんが国保に加入したときには、上がった国保料を最初からどっと払うことになる。これは意見とは言えないんですけども、要するに人の人生の中で現役時代には国保会計の負担を背負ってきているということを頭の片隅に入れておいてほしいなということです。これは意見ではありません。

意見としては、6%という数字を幾らかでも下げていただきたいということです。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

津布久委員、お願いいたします。

○津布久委員 私は皆さんと違って、今回は据置きにしないという意見です。

それはなぜかという、国保会計のデータが先ほど来上がっていますが、職を持っている方に大企業の方はいない。日本国全体でも大企業は1割で、9割が中小企業で、これは給料のアップはできない状況がほとんどなんですよ。ですから、物価が上がっていて医療費が上がって、給料が上がらないということであれば、先ほどちょっと気にしている滞納者が増えるだけであって、これは国保会計の宿命であると思うので、令和18年度までの赤字繰入れは絶対にできないと思うので、延期すべきという意見を各市とも連携して訴えながら、この赤字繰入れをなくす方法を違う方法で考えるべきだと考えています。

それは今はまだ、年金機構の地域年金委員もやっているの、そちらのほうのデータからいろいろ察すると、制度改正が考えられているので、今のところはここでは述べられませんけれども、当面は据え置いて、赤字繰入時期だけを延ばしていく提案だけを自分の提案としたいと思います。

○下井会長 ありがとうございます。

齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 私も、6%の値上げというのはとても大きくて、それでなくても物価の高騰等々で大変市民生活が疲弊しているところに、これは物すごい大打撃ではないかなと思います。したがって、ちょっとこの数字は認め難いと思っています。

確かに、法定外繰入れがあるということは事実で、それを解消したいという思いは重々分かりますけれども、国保制度そのものの矛盾がもうかなりここで吹き出ている状況の中では、これはある意味、法定外繰入れがあっても仕方ない。それはなぜかという、本来相互扶助というのは保険の範囲内で、保険に入っている人の中で相互扶助は行われるものなんですけれども、これではとても賄い切れないわけですから、そういう意味では、市全体の一般会計も含めての予算の中である程度は見ていかざるを得ないのではないかなと理解します。

今回の税の大幅な、何百円かとさっきどなたかがおっしゃっていましたが、何百円の話ではないわけで、それをもしやられるとしたら、私は滞納者がさらに増えるのではないかなと思います。だから、滞納を増やすよりも、少しでも納税していただくという観点を大

事にしたいなと私自身は思っています。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

若林職務代行、お願いします。

○若林職務代行 いや、難しい問題で、実は私も数年後には国保に入る予定なものですから、私自身のことを考えると、6%はちょっと高いかなというのは考えているんですけども、そうは言っても、制度としては6%上げるのはやむを得ないかなと。その代わり、市民へのPRというんですかね。こういう事情のある方にはこういう制度がありますよみたいなPRをもうちょっと充実して整備していただければいいのではないかと私は考えております。

以上になります。

○下井会長 ありがとうございます。

そうですね。私としては、本当にすごく忍びないというか、申し訳ないと思うんですけども、本来の税の使われ方とかを考えますと、あと令和18年度に向けての動きということを見ますと、6%の増はやむを得ないのではないかなとは思っています。先ほどいろいろな委員の方々がおっしゃってくださいましたけれども、これは国保の宿命なので、本来、制度的な改革が必要なんではないかなとは思っております。

ここまで委員の皆様、合わせまして、6%の賛成が7名、6%マイナスマイルという方が1名、据置きが2名という形になりまして、6%はやむを得ないという形になるんですけども、附帯意見を加えるという形というのではいかがですかね。

○津布久委員 ぜひ附帯意見はつけて、据置きというか、上げないという意見があったということ。

○下井会長 では一応、本当に申し訳ないんですけども、6%増という形でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○下井会長 附帯意見の必要性及び内容なんですけれども、それに関して御意見をいただけますでしょうか。

○齊藤委員 意見というか、6%増というのは相当家計に……、そもそも国保の加入者だと、物すごいお金持ちがいらっしゃるかもしれないけれども、大半は年金生活者、さっきおっしゃっていたみたいに4、50%は年金生活者ですし、それから、中小といっても小企業とか個人経営の店とか、そういうことをやっている方が多いわけですね。そうすると、賃上げ

といっても影響しない状態にあるのではないかと思うわけで、そうすると、生活を圧迫することについては触れておいてほしいなど。6%上げるということに対するその生活の圧迫感というのは非常に大きいという具合に、何かそういうことを入れてほしいと思っています、私は。

○下井会長　そうですね、圧迫感。では、それをお願いいたします。

あとは。

○津布久委員　今おっしゃっていたように、国保の対象者というのは、中小の中でもないし、小企業だと思うんです。だから、年収の幅でいえば一番低層にいる人が多いんであって、そういう人が、物価だけ上がっていて、交通費も上がっていて、どんどんほかのものは上がっていていくといえ、生活できる資源というのは減る、なくなっていくのは当たり前であって、病院へ行きたくても行かないという形になります。これはマイナンバーのこともあるかもしれないけれども、加入者証だけでということで、それは言い方はあれですけども、聞こえてくるのは、俺たちを殺す気かという言葉も出てきています。

年金相談員というものをやらせてもらっているんで、そこに出てくる方も皆さんそういうことです。働いていて25か年納められなくて、19年で国民年金も納められない、納められないから年金はもらえないという無年金者もいっぱい相談に行きます。こういう生活実態の中で、こういう制度というのはもう日本国ではなり得ない。日本の一番うたい文句は国民皆年金保険と言いますけれども、これは、今まではバブルのときがあったし、積立金があるからできているわけであって、これから厚生年金もどんどん、今度は給与の水準もどんどん上がって、健康保険も上がっていくんです。これは150万円までとか200万円とか、その上の方はもっと優遇されているんですよ。そこで厚生年金も健康保険も頭打ちのパーセントになっているから、そういうところから取るような方向にどんどん変わってくるし、恐らくもう配偶者控除の税制なんかもなくなってくる方向で今ありますよね。7割がもう共稼ぎだというから、専業主婦がもうほとんどいなくなっている。3号被保険者自体も70万人ぐらいしかもういないのであって、そうになると、皆さんがどのように変わっていくかという、どんどん働け、働けという動きがある中で、国保の働いている方の収入というのは平均で幾らという、多分もう、出してと言え、出るとは思うんだけど、そういう中で今の物価高とか医療費の高騰にはついていけないのではないかなと私は思って、先ほど生活保護とか滞納者のお話を聞いたんです。そういうデータに基づくと、今回は上げるべきではないということで、そういう状況をちょっと書いて意見を言っておかないと、何も意見が

出なかったわけではないので、ぜひお願いします。

○下井会長 では、その点も含めてお願いいたします。

あと、ありますでしょうか。

では、本日の会議を踏まえて事務局に案を作成していただいて、それを代行と私とで一回、目を通して、それを答申前に各委員へお送りするという形でよろしいですか。

では、この手順で、代行と私に御一任いただくという形でよろしいですか。

○津布久委員 お願いいたします。

○下井会長 ありがとうございます。

では、次の議論に行きたいと思います。諮問事項の（２）になります「多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更について」という諮問に関して、では、お願いいたします。

○河島保険年金課長 それでは、市長に代わりまして本多部長から諮問させていただきますので、会長、よろしくお願いします。

○本多保健医療政策担当部長 では、市長に代わって、諮問させていただきます。

多摩市国民健康保険運営協議会、会長、下井直毅殿。

多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更について諮問いたします。

このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則第２条に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記。

１、諮問事項。

（１）課税限度額の変更について。

（２）減免判定金額の変更について。

（３）実施時期、令和７年４月１日。

２、変更の理由、令和７年度税制改正のため。

令和７年１月１６日。多摩市長、阿部裕行。

では、審議をよろしくお願いいたします。

○下井会長 皆様のお手元にあるかと思います。これに関しまして、説明等、事務局からお願いします。

○定石保険税担当 保険税担当の定石と申します。よろしくお願いいたします。では、資料の５、６、７のところになりますので、説明いたします。今、本多部長から会長にお渡しした諮問

書の写しが資料5ということになっております。御説明は次の資料6のほうになります。

本諮問は、今ありましたとおり、税制改正に伴って変更するものということになります。2点ございまして、まず1点目としては課税限度額の変更という形になります。所得の多い方には限度額があるんですが、それを引き上げるということで、医療分が1万円、後期高齢者支援金等分が2万円ということで、計最大で3万円を引き上げるものでございます。

現行令和6年度は、賦課の限度額はそこにありますとおり106万円になっておりますが、これを109万円という形で引き上げるものになります。

その下のところに表がありますが、その表はちょっと飛ばしまして、一番下のところです。改正した場合の影響ということで、その影響額は少なめに見えるとは思いますが、29世帯、716万円ぐらい、賦課額としては増えるという形の見込みとなっております。

なお、真ん中の表のところについては、増額になる所得金額ということと、限度額に達する所得金額を書いておりますが、1,069万円から1,086万円と1人のところに書いてありますが、その辺りの方が影響を受けるという形になっております。

裏面に行っていただきまして、もう1点は軽減判定基準額の変更でございます。

世帯の所得額により均等割額というものを今も軽減しておりますが、その判定金額を引き上げるという形で、引き上げたことによって所得に対しての軽減判定が変わるので、軽減の対象範囲が拡大するという形になります。要は所得の少ない方という範囲が広がるという形になりますので、結果として保険税の賦課額は減少するという形になります。そこにありますとおり、5割軽減の対象者ということでは、加入者1人当たり1万円、2割軽減するという世帯については、判定額を1万5,000円ほど引き上げる形になりまして、影響額は152世帯、338万円ほど減少する見込みとなっております。

一番下のところですが、改正した場合の影響ということで、両方を合算するだけになりますが、保険税の算定額は378万円ほど増加する形になりまして、賦課の想定額としては0.13から0.14%ぐらいのところなので、影響額はそれほど大きくはないんですけども、制度改正になるということで変更させていただきたいということで、諮問させていただいて、お願いしたいと思います。

最後、資料7については、今御説明したこのことについて、御承認いただける場合の答申案という形になっております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○下井会長 ありがとうございました。

これに関して御質問等ありますでしょうか。

もしなければ、この答申も２月６日に保険税率等の見直しに関する答申とともに行う予定となります。

よろしいですか。

ありがとうございます。

では、これで今回諮問事項の議論は終わりになります。

その他ということで、次回の会議日程についてですけれども、では事務局のほうになりますか。

○坂本国保担当 次回は２月６日になります。会場はこの場所になります。２月６日は、保険税率の見直しについての答申ということで、市長に同席いただきまして、会長から答申をいただくという段取りになりますので、よろしくお願いいたします。

○下井会長 ありがとうございます。

あと、その他の連絡事項で、会長会の国保講演会について。

○坂本国保担当 そうですね。入っています。１月１５日の午前中に皆様にメールでお送りしていますけれども、南地区の会長会の講演会というのを八王子市が主催で２月３日の午後に予定していますので、もし参加御希望の方は御連絡いただければと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

あと全体を通しまして何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

では、長時間にわたってありがとうございました。お疲れさまでした。

午後２時４１分 閉会

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員